

公益社団法人愛知県建築士事務所協会
令和7年度 事業報告書

令和7年4月1日～令和8年3月31日

I. 実施事業の要旨

本協会は、平成25年4月1日に公益社団法人に移行して12年を経過しました。令和7年度においては、県民が良好な住生活を営むために、高い耐震性を備え、景観・環境に配慮した建築物を広めていくことを通じて、県民の生命・財産の保護、安心・安全の向上を図り、建築業界や建築文化の健全な発展に寄与するため、建築士事務所の開設者や建築士を育成し、建築士事務所の指導監督等を行うとともに、耐震診断等の災害対策を促進する事業を実施してまいりました。さらには、業務の適正な運営に努め、諸事業の的確な推進により、公益社団法人としての責務を自覚し、その任を果たしてまいりました。

しかし、近年の少子高齢化の進展により、建築設計業界を取り巻く環境は大変に厳しく、長年に渡って続く低成長経済の下で発注先からコストダウンを迫られています。さらには、少子高齢化の進展による若年人口の減少により、人手不足が深刻化し、特に、中小零細の建築設計事務所は、若手技術者の確保ができず、将来性のある有能な建築士の育成に支障を来しております。本協会といたしましては、こうした諸課題にも前向きに取り組み、若手技術者にとって、魅力ある協会となるための様々な対策も講じてまいりました。

なお、平成28年度に発生した熊本地震の際には、本震後の余震で震度7の揺れの際に大破・倒壊した建築物が多く見受けられました。その中で、昭和56年6月1日以降に建築された新耐震基準の建築物の約2割が大破・倒壊しております。また、平成30年度に発生した大阪北部地震においてはブロック塀が倒壊し社会問題化しております。こうした状況を鑑み、本協会においても、17市町村からの委託により耐震診断事業を実施いたしました。

さらに令和6年1月1日に発生した能登半島地震は、石川県で震度7の大地震となり、被害はとてもの大きなものとなりました。今後はより一層、耐震診断事業に努めてまいります。

また、愛知県及び名古屋市を始めとした県下各市町村とも協力体制を進めてまいりました。その中で、各市町村と老朽化した空き家の調査業務について協定を締結するなど、積極的に対応してまいりました。

本協会におきましては、建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主の利益の保護を図り、さらには県民生活の向上及び公共の福祉の増進に寄与するため、本協会が令和7年度において実施してまいりました主な事業について、以下のとおり報告いたします。

建築士法第27条の2の規定に基づき、建築士事務所協会に義務付けられております、次の業務に積極的に取り組んでまいりました。

1. 建築士事務所の業務に関し、設計等の業務に係る契約の内容の適正化その他建築主の利益の保護を図るため必要な建築士事務所の開設者に対する指導、勧告その他の業務
2. 建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情の解決業務
3. 建築士事務所の開設者に対する建築士事務所の業務の運営に関する研修及び建築士事務所に属する建築士に対する設計等の業務に関する研修業務

また、建築士法第26条の3の規定に基づく、愛知県の指定事務所登録機関として、建築士事務所の登録、変更、廃止に係わる事務を行うとともに、建築士法第23条の6に定める設計等の業務に関する報告書（以下、業務報告書）を一般の閲覧に供する事務を実施しました。その関連業務として、業務報告書及び改正建築士法附則第3条の規定による所属建築士の届出の受付業務も併せて実施しました。

また、令和7年度は建築基準法改正の施行により省エネ法の講習会を実施しました。

上記のほか、重点事項として取り上げた項目について、実施概要を報告します。

II. 重点事項

1. 県民生活の向上に資するため、建築士事務所協会における業務の円滑化と社会的地位の向上を図るために諸制度の適切な推進に努めた。
2. 法定団体としてふさわしい体制を整え、そのため会員名簿の閲覧や建築士事務所により良い情報提供を行いサポート業務等の推進を図った。
3. 建築士事務所協会が公益法人としての役割について、県民への理解を深めるため、会員の資質、能力の向上を図った。
4. 協会及び会員の健全な発展を図るため、各委員会の更なる活性化と様々な研修会、講習会を実施し、併せて協会のPR及び会員増強を図った。
5. 法定講習会については、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会並びに公益財団法人建築技術教育普及センターと連携し、その講習の実施事務を行い、建築士事務所の管理建築士、更には建築士事務所に属する建築士等に対する実務のための研修を行い能力の向上を図った。
6. 国土交通省告示第8号(業務報酬基準)及び告示第670号(耐震診断及び耐震改修に係る業務報酬基準)の普及を図った。
7. 日事連、行政機関、その他建築関係団体等と連携し、協力体制を構築して様々な事業に取り組んだ。
8. 財政健全化等検討委員会及び事業検証ワーキンググループを開催し、本協会の財政再建に努めた。

Ⅲ. 各事業報告

1. 県民が良好な住生活を送るため、高い耐震性を備え、景観・環境に配慮した建築物を広めていくことを通じて、県民の生命・財産の保護、安心・安全の向上を図るとともに、建築文化の発展を目指すため、建築士事務所の開設者や建築士を育成し、建築士事務所の指導監督等を行うとともに、耐震診断等の災害対策を促進する事業を実施した。

(1) 指導勧告業務

1) 建築士事務所登録事務及び登録簿等の閲覧

今期登録件数

	一級		二級		木造	
	新規	更新	新規	更新	新規	更新
個人	45	243	16	40	0	0
法人	75	307	45	70	0	2
計	120	550	61	110	0	2

	合計		
	新規	更新	小計
個人	61	283	344
法人	120	379	499
計	181	662	843

今期変更届件数

	一級	二級	木造	合計
個人	75	9	0	84
法人	1,316	136	0	1,452
計	1,391	145	0	1,536

今期抹消：廃業届件数

	一級	二級	木造	合計
個人	104	13	0	117
法人	97	32	0	129
計	201	45	0	246

今期末日登録件数

	一級	二級	木造	合計
個人	1,592	302	1	1,895
法人	2,229	493	4	2,726
計	3,821	795	5	4,621

今期登録簿閲覧件数 5件

今期登録等証明書発行件数 418件

2) 建築士事務所立入検査

建築士法第27条の2の規定の主旨に基づき、団体による自律的な監督体制の確立を図る目的として建築士事務所の立入検査を37件実施した。

3) 建築士事務所サポート業務

建築士法等に関連し、管理建築士講習、建築士定期講習、業務報告書、重要事項説明、契約等に関する質問や相談を受けるとともに構造・設備設計一級建築士及び建築士事務所等の照会、指定確認検査機関・適判機関等に対する苦情受付業務を行った。

(2) 苦情解決業務

1) 苦情相談

本年度は、建築に関する全ての苦情を、毎月第1木曜日の13時から15時まで相談員1名及び副相談員1名により面接相談を行うこととしているが、アドバイス(1件)、相談継続(1件)、他の機関又は支部等の照会(0件)であった。

2) 処理方針の検討

指導委員会を10回開催し、苦情相談を受けた事項の処理方針の決定及び苦情対象建築士事務所の業務の適否、相談業務運営について検討を行った。

3) 苦情相談内容

- ①管理建築士としての監理業務の怠慢等の苦情
- ②建築の工法への基本的知識不足への不安と苦情
- ③兼業事務所の管理建築士としての立場の認識不足への苦情
- ④重要事項説明書の説明不足による苦情
- ⑤建築設計・監理契約書の内容説明不足により契約解除を求める苦情
- ⑥その他

(3) 研修業務

1) 建築士事務所の開設者及び所属建築士に対する研修

①既存住宅状況調査技術者講習(新規講習)

期 日 令和7年8月25日(月)
場 所 建築士事務所協会 大会議室
参 加 者 15名

②既存住宅状況調査技術者講習(更新講習・適合証明技術者講習と同日講習)

期 日 令和7年10月8日(水)
場 所 建築士事務所協会 大会議室
参 加 者 1名

③適合証明技術者業務講習(既存住宅状況調査技術者更新講習と同日講習)

期 日 令和7年10月8日(水)
場 所 建築士事務所協会 大会議室
参 加 者 9名(内オンライン受講者8名)

2) 法定講習

①管理建築士講習

期 日 令和7年6月9日(月)
場 所 建築士事務所協会 大会議室
参 加 者 3名

期 日 令和7年8月6日(水)
場 所 建築士事務所協会 大会議室
参 加 者 9名

期 日 令和8年2月16日(月)
場 所 建築士事務所協会 大会議室
参 加 者 10名

参加者合計 22名

②建築士定期講習

期 日 令和7年5月27日(火)
場 所 岡谷鋼機 名古屋市公会堂 第7集会室
参 加 者 63名

期 日 令和7年7月28日(月)
場 所 建築士事務所協会 大会議室
参 加 者 20名

期 日 令和7年12月2日(火)
場 所 建築士事務所協会 大会議室
参 加 者 19名

参加者合計 102名

(4) 災害対策業務

1) 民間木造住宅耐震診断事業

県内15市町村と947棟(前年度1,656棟)について民間木造住宅耐震診断業務委託契約を結び愛知県民間木造住宅耐震診断員派遣等の業務を実施した。

2) 災害時における被災住宅・建築物復旧相談

被災した住宅・建築物の所有者に対して、適切かつ効果的な再建を支援し、その後の円滑な復興を促進するために、補修・復旧方法等について技術的な助言を行う事業である。

また、愛知県総合防災訓練を始め市町村が実施している防災訓練に積極的に協力した。

(5) 表彰業務

愛知県建築士事務所協会建築賞

募集期間 令和7年1月16日(木)～令和7年4月4日(金)

対象作品 令和4年4月1日～令和6年3月31日までに竣工したもの

応募作品数 11点

審査会 令和7年4月16日(水) 建築士事務所協会 大会議室

表彰式 令和7年6月18日(水) 東京第一ホテル錦にて開催

(6) 広報業務

建築関連情報誌「建築あいち」の発行

4月、7月、11月、1月の各10日に発行し、会員に対し、協会に関する各種情報提供を行った。

メルマガの発信

令和7年4月1日～令和8年3月31日の期間内に91通の情報提供を行った。

2. 公共団体、関係建築団体等から業務委託を受けて各種事業を実施した。

(1) 建築書籍の販売

本会事務局において、建築士及び建築士事務所の業務、建築技術等に関し、社会的責任を果たすために必要な書籍等を販売した。

(2) 能力開発セミナー

将来の建築設計業の担い手確保と建築知識及び技術向上に資するため、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構(ポリテクセンター中部)が職業能力の開発・向上を目的として実施する教育訓練等能力開発セミナーに協力した。

(3) 建築団体等からの事務受託

日事連保険事務及び名古屋支部事務を受託

3. 会員の福利増進に関する事業及び諸団体等との提携、相互の理解と親善を増進する事業を実施した。

(1) 会員相互の福利厚生増進に関する事業

建築文化の進展に寄与し、社会に貢献すること及び県民の建築に関する利益の保護を目的としており、その目的達成のために、以下の事業を行った。

- ・(一社)日本建築士事務所協会連合会の全国大会、東海北陸ブロック会議における各建築士事務所協会の活動内容等の報告及び連絡調整
- ・会員相互の福利厚生増進に関する事業

- ・会員名簿の整備
- ・会員啓発及び会員証の発行
- ・建築士事務所に属する者に対する保険に関する事項
- ・建築士事務所賠償責任保険に関する事項
- ・県民からの要望により、会員事務所を斡旋する事業
- ・会員相互の理解と親善の増進

(2) 諸団体等との提携、相互の理解と親善を増進する事業

各団体と提携し協議会を設置し、それぞれの協議会の目的を達成するために以下の協議会等に参加、活動した。

- ・中部建築賞協議会(建築物の顕彰制度)
- ・愛知ゆとりある住まい推進協議会(展示会、講習会等の実施)
- ・愛知県地震災害軽減システム研究協議会(地震災害軽減の研究・普及・宣伝活動)
- ・愛知県建築物地震対策推進協議会(地震の震災前後の対策)
- ・愛知まちなみ建築賞(選考委員会、建築物の顕彰制度)
- ・名古屋都市再開発促進協議会(都市再開発の研究・普及・宣伝)
- ・建築八団体連絡会(団体相互の交流)
- ・愛知県建築開発等行政推進団体協議会(建築・開発の違反防止活動)
- ・愛知県建築安全マネジメント協議会(建築行政制度・違反建築の対策)
- ・愛知県建築技術連絡協議会(団体相互の交流・技術力の向上)
- ・愛知県設計用入力地震動研究協議会(地震対策の研究)
- ・名古屋市歴史的建造物保存活用推進会議(建築文化の向上)
- ・愛知県住宅防犯対策協議会(住宅防犯の向上)
- ・愛知県木造住宅生産体制強化地域協議会(県産木材の建築利用推進)
- ・中部公共建築設計懇談会

(3) 建築相談業務

行政機関等に協力し、県民に対する相談業務等を実施した。

- ・名古屋市住まいの相談コーナー設計相談(名古屋市)
- ・一宮市建築相談(一宮市)
- ・愛知県住宅紛争審査会相談(愛知県弁護士会)
- ・マンション管理建築相談(マンション管理推進協議会)
- ・あいち住まいるフェア住宅相談(愛知ゆとりある住まい推進協議会)

IV. 会員の推移

	期首	期中移動			期末	増減
	R7.4.1現在	入会	退会	R8.3.31現在	(△は減)	
正会員	事務所	事務所	事務所	事務所	事務所	
	480	17	19	478	△2	
賛助会員	社	社	社	社	社	
	76	5	2	79	3	
計	556	22	21	557	1	

V. 会議報告

1. 定時総会

日 時：令和7年6月18日（水）13：30～15：00

場 所：東京第一ホテル錦 11Fアンピオ

出席者：正会員476中324名出席（本人出席27名、委任状提出297名）

議決事項：1）令和6年度事業報告の承認について

2）令和6年度収支決算の承認について

3）役員選任について

2. 理事会

・日 時：令和7年5月21日（水）

出席者：理事16名 監事1名

議決事項：令和7年度定時総会議案について

1）令和6年度事業報告の承認について

2）令和6年度収支決算の承認について

3）役員選任について

・日 時：令和7年11月27日（水）

出席者：理事13名 監事2名

報告事項：1）令和7年度中間決算報告及び監査報告について

2）令和7年度上半期役員業務報告について

・日 時：令和8年3月25日（水）

出席者：理事15名 監事2名

議決事項：1）令和8年度事業計画及び概要等について

2）令和8年度収支予算について

3）公益充実資金等取扱規則について

4）組織・処務規程の改正について

5）愛知県建築基準法関係例規集の廃棄について

6）青年委員会の設置について

※定款第19条第8項に基づき、執行理事は毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、職務の執行状況を理事会に報告し、外部理事、監事に情報提供等を行っている。（外部理事は利害関係のない者を役員選考委員会で選出し、総会で選任する。）

3. 執行役員会

執行役員会は、原則として奇数月の第2水曜日に定例役員会を開催し、緊急に審議する事項がある場合に、適宜臨時執行役員会を開催することとしている。令和7年度は奇数月

に各1回計6回定例執行役員会を開催し、理事会の業務執行決定に基づき業務実施に関する事項及び連絡並びに調整、理事会が委任した催事後援等について決定した。

4. 支部長会

支部長会は、執行役員会の中で開催され、各支部の連絡調整及び情報交換を行うが、令和7年度は一度も開催しなかった。

5. 委員会

(1) 総務・財務委員会

令和7年度は、計12回委員会を開催し、以下の事項を協議、検討及び実施した。

- 1) 組織・運営の整備に関する検討を行った。
- 2) 青年ワーキンググループで、全国大会青年話創会に参加し他の単位会との意見交換に努めた。
- 3) 総会を始め、各種会議の運営を実施した。
- 4) 役員候補者選考委員会の運営を実施した。
- 5) (一社)日本建築士事務所協会連合会表彰の推薦をした。
- 6) 会員増強、財務補強対策促進に努めた。
- 7) 予算案の検討及び作成を行った。
- 8) 公益社団法人としての諸整備に努めた。
- 9) 建築基準法改正の施行により省エネ法の講習会を実施した。

(2) 教育・情報委員会

- 1) 既存住宅状況調査技術者及び適合証明技術者講習を実施した。
- 2) 管理建築士講習及び建築士事務所に属する建築士に対する定期講習を実施した。

(3) 経営委員会

令和7年度は、計4回委員会を開催し、以下の事項を協議、検討及び実施した。

- 1) 「愛知県建築士事務所協会建築賞」の募集活動を実施した。

(4) 技術委員会

令和7年度は、計3回メール会議を開催し、(内2回はメールで開催)、以下の事項を協議、検討及び実施した。

- 1) 建築技術一般に関して情報収集を行い、会員の技術向上に努めた。
- 2) 愛知県建築物地震対策推進協議会等関係団体の事業に参加した。
- 3) 愛知県の木造住宅等の耐震診断及び改修の普及事業に協力した。
- 4) 建築物の耐震化に関する相談、啓蒙を図った。
- 5) 愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の事業に参加した。

(5) 広報・渉外委員会

令和7年度は、計9回委員会を開催し、以下の事項を協議、検討及び実施した。

- 1) 会報の編集、発行(年4回)会員に配布した。
- 2) メールマガジンを発行し(年91通)、建築士事務所に必要な情報を提供した。
- 3) 建築関係団体への催事などに、積極的に協力するための体制作りを図った。
- 4) 本会ホームページの充実及び維持管理を行った。
- 5) 建築士事務所協会及び建築士事務所のPRを実施し、地位向上に努めた。

(6) 指導委員会

令和7年度は、計10回委員会を開催し、以下の事項を協議、検討及び実施した。

- 1) 建築士法第27条の2による指定法人業務を遂行した。
- 2) 建築士法第27条の2第3項による建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情の解決業務を行った。
- 3) 建築士法第27条の5による運営について協議、検討を行った。
- 4) 「建築士事務所業務に対する苦情の解決に係る業務実施規程」による苦情内容について参考となる事項を会員に周知し、苦情の発生防止に資する業務を行った。